

第2期

湯梨浜町福祉のまちづくり計画



平成29年3月

湯梨浜町

目 次

第 1 章 福祉のまちづくり計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第 2 章 社会的な背景と状況	3
1 湯梨浜町の現況	3
2 国・県の動向	5
第 3 章 第 1 期福祉のまちづくり計画の取り組み状況	8
第 4 章 第 2 期福祉のまちづくり計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本的視点	12
3 計画の体系	14
第 5 章 計画推進のための取り組みと施策	17
1 すべての人が円滑な移動、施設利用ができるための物理的な環境整備	17
2 すべての人が地域で自立して暮らすためのバリアフリー化への推進	19
3 多様な特性をもつ人々に配慮した情報のユニバーサルデザインの推進	20
4 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくり	22
5 心のユニバーサルデザインの意識醸成と社会参加の促進	26
6 ユニバーサルデザインの視点に立った地域活性化とまちづくり	28
第 6 章 計画の推進体制	31
1 推進体制	31
2 進行管理	31
第 7 章 資料	32
1 避難所におけるバリアフリー調査について	32
2 本町におけるバリアフリー化の進捗状況について（各施設における状況）	39
3 用語解説	48

1 計画策定の背景と趣旨

平成20年に入権尊重、ノーマライゼーションの理念の下、物理的、心理的、社会的な環境の整備の推進を行い、障がい者や高齢者の生活の自立や社会参加の促進を図ることを目的として、「福祉のまちづくり計画」を策定しました。

計画の策定から8年経過し、この間少子高齢化は急速に加速しました。また、鳥取県の調査によると障がい者、障がい児数は増加傾向にあり、特に精神障がい者数は1.5倍に増加しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では甚大な被害がもたらされ、その際に寝たきりなどの要介護高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者（※注1）への対応が不十分であり、多くの犠牲者を生み、災害関連死も相次ぎ、障がいの種類や程度に配慮した避難支援が行われなかったことが指摘されました。

また2020年（平成32年）には東京オリンピック、パラリンピックが開催され、本県においてもそれに向けたキャンプ地誘致を行っており、国内外から観光客が来ることが想定されます。障がいがある方はもちろん、高齢者、子ども、外国人など多様な特性を有する人々に対する受入環境の整備も急務となっています。

このような社会的背景を踏まえて、個別の福祉分野において、法改正、制度の新設がされ、高齢者の多様な分野での社会参加、要介護者や障がい者の地域社会での自立支援、安心して子育てができる環境の整備が推進されています。また平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重される共生社会の実現が理念として掲げられました。

災害関連としては、東日本大震災を教訓として、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者対策（※注2）が法に位置付けられました。また平成28年10月21日に鳥取県中部を震源とする地震が発生しました。幸い、本町では死者は出ていませんが、建物、道路、農産物などに大被害を受けました。今回の地震の教訓を活かして、災害に備えた防災・減災体制、避難支援体制についても見直しがされることとなっています。福祉のまちづくりの観点からも、災害時要配慮者に対しての支援方法を検討、提案していく必要があります。

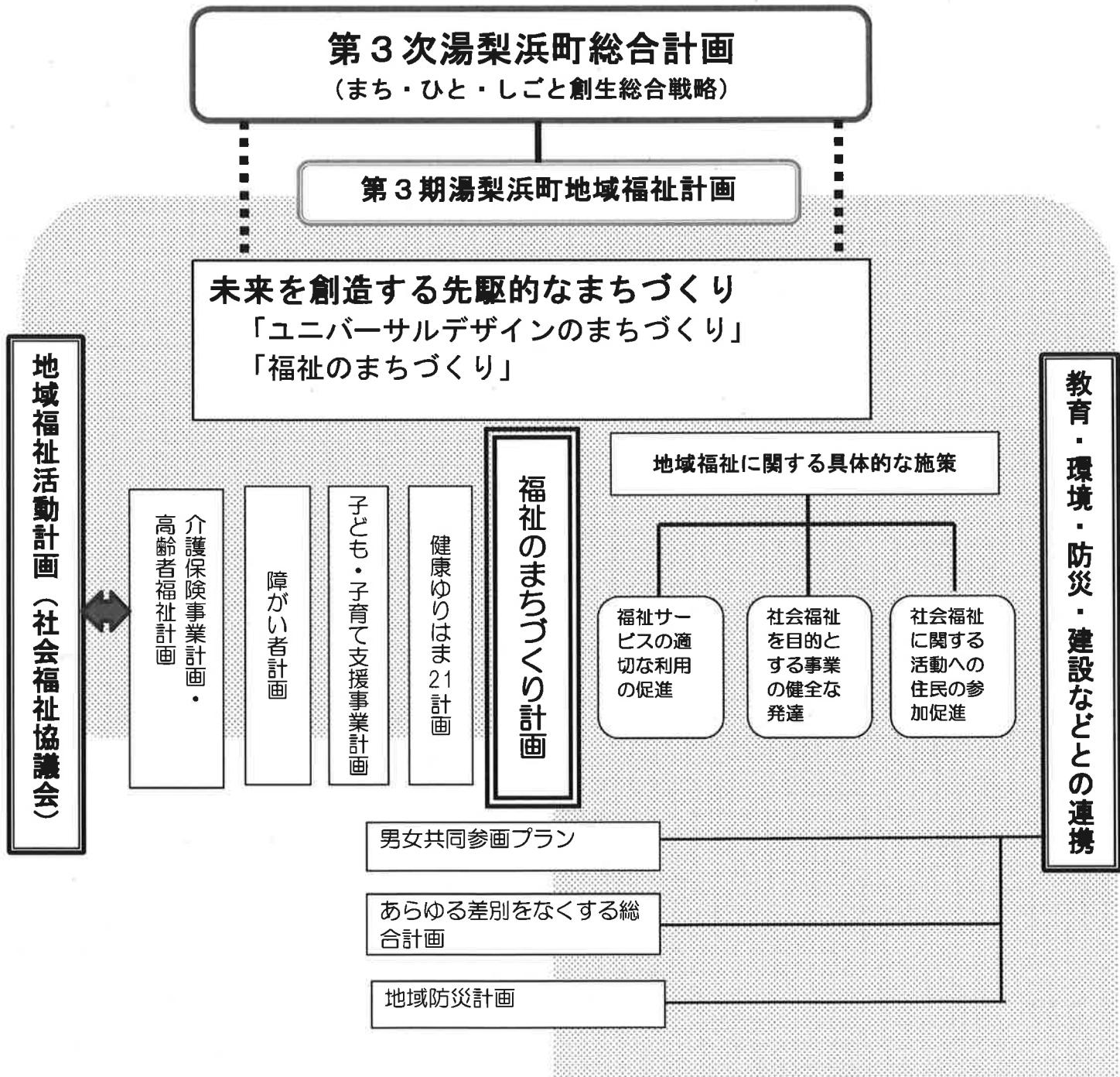
今後は、各種施設の整備など「ハード面」でのバリアフリー化を着実に進めるとともに、施設・設備の利用に関するわかりやすい情報提供などの「ソフト面」、思いやりの心を育んだり、共に支え合うといった「ハート面」にも重点を置き、一体となった取り組みが必要です。

こうした時代の潮流を踏まえ、前回計画のテーマである「すべての人にやさしいまちづくり」をより具現化し、実効性の高いものになるよう第2期「福祉のまちづくり計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第3次湯梨浜町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるまちづくりの理念に基づき策定されるものです。第3次湯梨浜町総合計画の基本目標「未来を創造する先駆的なまちづくり」を具現化するための福祉分野における計画として位置付けられます。

「第3期 湯梨浜町地域福祉計画」などの計画や福祉、教育、住宅、建設、防災、人権など福祉のまちづくりを推進する上での必要な関連施策との整合性を図っています。



1 湯梨浜町の現況

【人口の推移と少子高齢化の進行】

湯梨浜町の人口は、平成17年をピークに減少を続け、平成27年には17,000人を切りました。人口減は全国的にも進んでおり、深刻な問題となっています。

総人口に占める老人人口（65歳以上）の割合は、増加の一途をたどっています。2005年（平成17年）には25.8%、2012年（平成22年）には、27.0%、また2015年（平成27年）には30.0%まで上昇しており、町民のおよそ3人に1人が65歳以上という極めて高齢化の進んだ社会となっています。

これに対し、年少人口（0歳から14歳）の割合は年々減少しています。2005年（平成17年）には14.9%、2010年（平成22年）には14.3%、2015年（平成27年）には14.1%と、依然として少子化の進行には歯止めがかかっていません。まさに少子高齢化を体現しており、今後も引き続き安心して子どもを産み育てるための支援策や高齢者が地域や社会との関わりの中で生きがいを持ち、安心、安全に自立した生活が送れるような地域づくりに取り組む必要があります。

区分	平成17年		平成22年		平成27年※	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,525	0.8%	17,029	△2.8%	16,550	△2.8%
0～14歳	2,605	△7.3%	2,436	△6.5%	2,326	△4.5%
15～64歳	10,393	1.1%	10,003	△3.8%	9,264	△7.4%
65歳以上	4,527	5.5%	4,590	1.4%	4,957	8.0%
年少人口比率 (0～14歳)	14.9%	-	14.3%	-	14.1%	-
老人人口比率 (65歳以上)	25.8%	-	27.0%	-	30.0%	-

注：総数の中に年齢不詳が含まれているため、内訳の計と一致しない。人口比率は年齢不詳を除いて算出

出典 国勢調査

平成27年については「平成27年国勢調査－人口等基本集計結果－」（平成28年10月26日 烏取県地域振興部統計課）

【障がい者数の推移】

本県の障がい者手帳（身体障がい、知的障がい、精神障がい）については、所持者数が増加傾向にあります。平成27年度末では障がい者手帳を所持している人の割合が7.2%であり、県民の約14人に1人は手帳を所持していることになります。

本町においても、障がい者手帳を所持している人の割合が平成27年度末では7.2%であり、県と同じ水準となっています。

障がい種別で見ると、年度によって上下があるものの、精神障がいが増加傾向にあります。手帳は所持していないなくても精神疾患で通院をしている人（自立支援医療）もおられ、潜在にはかなりの数に上ると見られます。長引く不況などによる労働環境の悪化や生活不安などで発症する人も多く、今後もこの傾向は続いていくものと思われます。

また、障がい種別の中で最も多いのは身体障がいですが、その中では肢体不自由が最も多く、次いで年々大幅に増加している内部障がいとなっています。

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障がい	794名	868名	850名
知的障がい	231名	195名	188名
精神障がい	216名	242名	199名
合計	1,241名	1,305名	1,237名
人口	17,433名	17,364名	17,154名
人口に対する割合	7.1%	7.5%	7.2%

身体障害者手帳・障害別交付状況（平成27年度）

障害別 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計（人）
視覚障害	26	10	3	7	7	8	61
聴覚・平衡機能障害	1	7	6	11	1	36	62
言語・咀嚼機能障害			8	2			10
肢体不自由	41	100	119	230	49	49	588
内部障害	163	1	22	47	1		234
合計（人）	231	118	158	297	58	93	955

注：二つ以上の障がいがある場合もそれぞれの障がいで計上しているため、実人員と一致しない。

府内資料：総合福祉課

このような社会的背景の中で、「安心して住みやすいまち」そして「共に支え合い笑顔いっぱいのまち」を実現するためには、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦などすべての住民の生活に視点を置いた環境整備施策を展開し、また偏見や差別を払拭し、お互いの個性や違いを認め合うような意識の醸成を図っていかなければなりません。

また、現在の少子高齢化の傾向は今後も続くと予測され、足腰の強い持続可能な湯梨浜町とするためには行政主導ではなく、地域とスクラムを組み、地域の主体性と創意のもとにまちづくりを進める必要があります。

2. 国・県の動向

【「移動円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正】

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合、拡充して、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称 バリアフリー法）に基づき、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成23年3月に改正されました。

改正後の「基本方針」では、バリアフリー法の移動等円滑化基準への適合義務の対象となる旅客施設、道路、都市公園、建築物等の施設設置管理者が講ずべき措置について平成32年度末を期限として、バリアフリー化の新たな目標が設定されました。

また、駅を中心とした地区や高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（「重点整備地区」）において、市区町村が重点的かつ一体的な移動等円滑化を進めるために作成する「バリアフリー構想」について、協議会の活用等により事前の検討段階から事後の評価に至るまで、施設を利用する高齢者、障がい者等が参加し、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図ることが基本的視点として位置付けられました。

【障害者総合支援法の制定】

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称、改編されました。

この法律では共生社会の実現に向けて、社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去に資するため、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを基本理念としています。また平成25年4月からは、障がい者の定義へ難病等が追加されており、平成26年4月からは障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

【障害者虐待防止法の施行】

障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、障がい者に対する虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されました。

【サービス付き高齢者向け住宅登録制度の創設】

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正、平成23年10月に施行され、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などの高齢者への支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」が新設されました。

【障害者差別解消法の制定】

平成18年12月に第61回国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准について、平成25年12月に国会で承認されました。

また、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行されました。この法律の制定により、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められ、一人ひとりの困りごとに合わせた「合理的配慮」の提供義務が行政や事業者に課せられました。

【災害対策基本法の一部改正について】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、災害対策基本法の一部が改正され、寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者対策（以下、「要援護者」という。）が法に位置付けられました。

東日本大震災では要援護者の視点を踏まえた対応が不十分であるという課題も挙げられました。今後の防災対策を検討する上では、福祉のまちづくりの観点に立った、よりきめ細やかな配慮をする必要があります。

【あいサポート運動】

鳥取県は障がいのある人が暮らしやすく、地域の中で共生できる社会を実現するよう様々な障がいを正しく理解し、合理的な配慮が実践できることを目的とした「あいサポート運動」を平成21年に開始しました。この運動は、地域住民が様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対して手助けや配慮などを実践する（あいサポート）というものです。現在、この運動は中国5県や長野県、奈良県にも及び、その精神は確実に広がりを見せています。

【鳥取県手話言語条例の制定】

ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が相互理解し共生することができる社会を築くため、平成25年10月に制定されました。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念が定められています。

この条例により、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割が明らかにされるとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項が定められました。

【鳥取県福祉のまちづくり条例の改正について】

2020年（平成32年）に東京オリンピック、パラリンピックが開催され、本県においてもそれに向けたキャンプ地誘致を行っています。国内外から観光客が来ることが想定されるため、障がいがある方はもちろん、高齢者、子どもに対する施設のバリアフリー化の必要性が高まっています。

このような背景を受けて、条例対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行うため、平成27年に改正されました。

第1期福祉のまちづくり計画の取り組み状況

平成20年3月に策定した第1期湯梨浜町福祉のまちづくり計画では、まちづくりの整備促進に向けた行政の具体的な取り組みについて、3つの視点に立って各種施策を推進してきました。取り組み状況については以下のとおりです。

1. 物理的な環境整備

【主な取り組み状況・実績】

- 公共施設の新築、改築、大規模修繕については、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例に沿って、整備を促進してきました。
既存建築物は全ての町有施設について、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の整備項目、基準を満たすことを目指し建築物の整備を検討し、財政状況や今後の施設の在り方などを踏まえた上で、可能なものから順に整備を進めていきます。
- 道路においては、安全確保を最優先に緊急性の高いものから整備を進めてきました。
しかし、厳しい財政状況の中、改良を施していない箇所も残っており、今後も順次改良を進めていきます。国道、県道やこれに付随する歩道などで整備が必要な箇所についても、引き続き関係機関へ要望を行っていきます。
- 湯梨浜町福祉のまちづくり推進事業
民間のバリアフリー化を促進するため、特定建築物のバリアフリーに係る整備費用の一部を補助し、障がい者、高齢者等が住みよいまちづくりを推進しています。
平成27年度から事業を開始し、平成27年度は1事業所が本事業を利用しました。
- 小地域拠点集会所等バリアフリー事業
地域の集会所の段差解消やトイレの改修の費用の一部を助成し、障がい者や高齢者等が気軽に集え、地域交流できる拠点を整備します。
平成28年度から事業を開始し、現時点で3行政区が本事業を利用しています。

2. 心理的・社会的な環境整備

【主な取り組み状況・実績】

- 「害」という漢字が負のイメージを連想させ、差別感や偏見を感じさせることから、人権意識の醸成や共生社会の実現を図るために、平成22年度から公文書等において「障害」を「障がい」という表記に変更しました。
- 「あいサポート」運動や「認知症サポーターキャラバン事業」を推進し、障がいや疾患についての正しい理解をし、地域社会でできる適切な配慮の実践に努めています。

- 町内小学校で高齢者疑似体験を実施、また、中高生を対象に夏休み福祉体験学習として、デイサービスなどの福祉施設で職場体験を実施するなど、高齢者や障がい者などに対する正しい理解を深め、「支え愛」の心を育むような福祉教育の推進に取り組んでいます。（社会福祉協議会）
- 人権教育町民のつどいやゆりはま人権セミナー、行政区単位の人権教育座談会を開催し、住民に出自、障がい、年齢、性別などの区別なく、すべての人の人権を尊重し、あらゆる差別の解消に向けて啓発を行っています。
- 聴覚障がいを持つ来庁者が気軽に相談できるよう、筆談で用件を承ることを明示した「耳マーク」を役場各課窓口に設置しています。また、新任職員研修の一環として、「あいサポート研修」を実施し、障がいの特質を正しく理解し、その人の状況に応じた配慮ができるような接遇応対と職員の人権意識の啓発に努めています。
- 文字による情報入手が困難な視覚障がいを有する人で希望する人に、町報と議会だよりをテープに録音またはデジタル録音図書にしたものを作成し、行政の情報提供を行っています。
- 中部圏域で、意思疎通に支障がある聴覚障がいの人が医療機関受診や会議、研修会に参加する際に手話通訳者を派遣する事業を実施しています。
- 障がい者、高齢者、妊産婦、小さな子ども連れの方など不特定多数が利用する町内施設のバリアフリー状況について、鳥取県バリアフリーマップへ積極的に情報提供を行っています。

3. ユニバーサルデザインの視点に立った取り組み

- ユニバーサルデザインの視点に立った取り組みについてはまだ進捗していないのが現状です。今後はユニバーサルデザインの観点から、建物や都市空間などのハード面、またサービスやシステムなどのソフト面、思いやりの心や人権感覚を養うといったハード面など多角的に展開していく必要があります。

1 計画の基本理念

本町においては、急速な少子高齢化の進行により、65歳以上の老人人口の割合は今後も増加すると予測され、高齢者の自立と社会参加の促進が喫緊の課題となっています。また、昨今の福祉施策の動向として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、地域の一員として自立する社会の実現が求められています。

これまでの福祉施策は、高齢者や障がい者などのために、段差の解消などの物理的なものを始めとする障壁（バリア）を取り除くという「バリアフリー」という概念を元に進められており、第1期福祉のまちづくり計画でもバリアフリーを基調にした多面的な環境整備を基本方針としています。

ところが、バリアフリーが定着していく一方で、近年、「ユニバーサルデザイン」という概念が急速に浸透してきました。

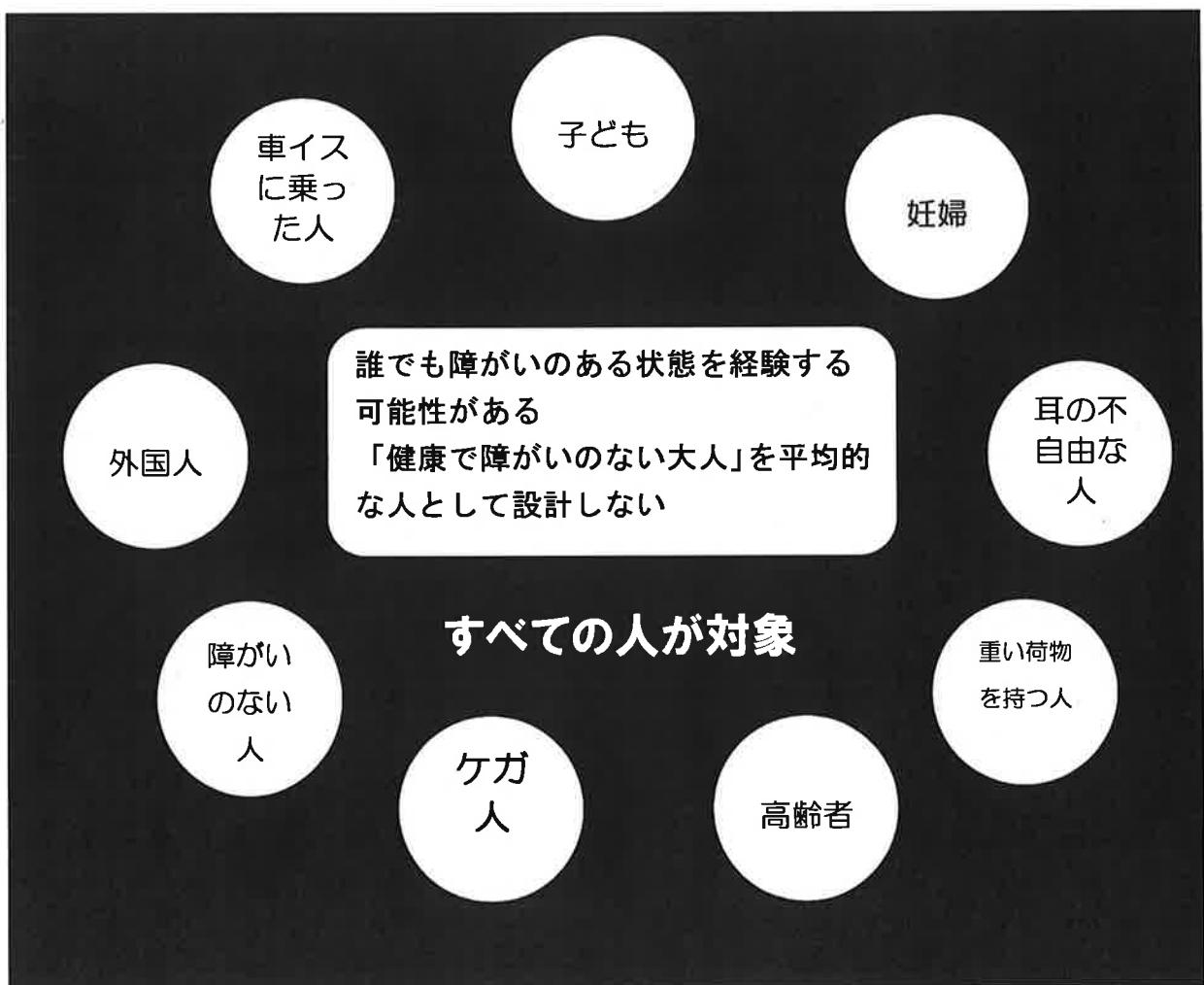
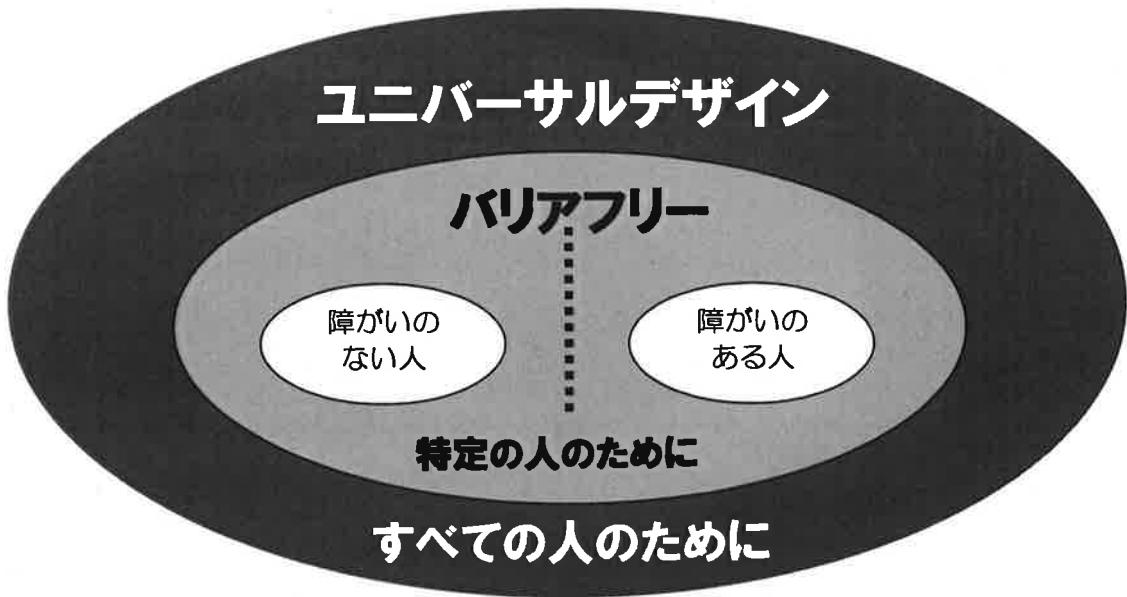
ユニバーサルデザインとは障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、すべての人 の多様なニーズを考慮し、安全、安心で快適に利用できるよう建物、製品などを計画し、設計する考え方です。その発想の原点には「健康で若い人」を平均的として計画、設計するのではなく、多様な個性をもつ人々の利用を前提としています。

例えば体格や性別、身体的能力、言語など人のもつ能力や個性は一人ひとり異なり、高齢に伴う身体的能力の低下や健康な人でも病気やケガなどにより日常的な動作に苦痛を感じるなど、同じ人であっても状況は刻々と変わっています。

障がい者、高齢者、子どもなど多様な個性をもつすべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を実現させるためには、物理的、社会的なすべての障壁を取り除くバリアフリーという概念とともに、そこから一歩進んで新しい障壁が生じないように誰もが利用しやすくデザインするユニバーサルデザインという概念に立った施策を行う必要があります。

また、本町をにぎわいと活力のある町にするためには、観光産業の振興や移住定住の推進を図る一方で、受け入れ環境の整備を推進していかなければなりません。人をまちづくりの中心に置き、多様な特性を持つ人が安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインを基調とした環境整備を進めていくことが必要です。

本計画では、ユニバーサルデザインの考え方を基本理念として取り入れ、すべての人にやさしいまちづくり「福祉でまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進していきます。



2 計画の基本的視点

ユニバーサルデザインの概念に基づくまちづくりを推進していくため、次の基本的視点に立って、積極的に施策を展開していきます。

基本的視点 1

すべての人が円滑な移動、施設利用ができるための物理的な環境整備

障がい者、高齢者等が社会参加をするに当たり、移動や施設の利用は重要な手段であることから、日常生活上で利用する建築物、道路、公共交通などにおいて、移動等の円滑化を進めることは、自立に向けて極めて重要です。

不特定多数が利用する施設のバリアフリー化はもちろん、施設までの移動経路も含めた生活空間における面的整備を推進していきます。

基本的視点 2

すべての人が地域で自立して暮らすためのバリアフリー化への推進

住宅は生活の基盤であり、集落は地域コミュニティの基礎単位です。住宅及び集落の様相は個人の生活の質はもとより、町のもつ活力や景観、地域社会の維持形成に密接に関連しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がい者等が安全に暮らせる住環境の整備とともに、地域の拠点である集会所等を整備し、地域の一員として孤立することなく、包摂的に支え合うような体制づくりに寄与します。

基本的視点 3

多様な特性をもつ人々に配慮した情報のユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者を含めたすべての人が地域の中で自立して生活していくためには、必要な情報を必要なときに入手し、発信が必要です。

得られる情報の量や質は社会的格差にもつながり、必要な情報を容易に入手できるように、情報障壁（バリア）を有する人々の特性に応じた情報提供の取り組みを展開していきます。

また、CCRC（※注3）事業や2020年に開催される東京オリンピックのキャンプ地誘致など今後本町には国内外から多くの人々が流入、交流することが想定されることから、外国人など多様な特性をもつ人々が本町の観光資源、文化などを楽しむことができるようハード面、ソフト面の両面から配慮した取り組みを推進していきます。

基本的視点 4

災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくり

平成23年3月に発生した東日本大震災、熊本地震及び平成28年10月に発生した鳥取県中部地震の教訓を生かし、自助、公助だけでなく共助（地域防災力）の力を向上させ、地域住民が主体となった安全で安心なまちづくりの実現を目指します。特に災害時の情報伝達体制の整備、避難経路の確保、救護対策、防災知識の普及など要配慮者の視点に立ったきめ細やかな取り組みを行っていきます。

さらに、災害時だけでなく平常時の見守り体制も強化を図り、地域の中で安心して生活できるようなまちづくりを進めていきます。

基本的視点 5

心のユニバーサルデザインの意識醸成と社会参加の促進

現代社会は障がい者、高齢者、子ども、妊婦、外国人など様々な特性を持った人々で構成されています。すべての人々の人権が平等に尊重される社会の実現を目指すため、福祉教育を推進し、住民の意識啓発を行っていきます。

ハード面やソフト面に加え、互いの特性や個性を認め合い、他者への思いやりの心を育むようなハート面の取り組みを一層進めています。

また、障がい者や高齢者、子育て世代が社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるような社会の実現を目指します。

基本的視点 6

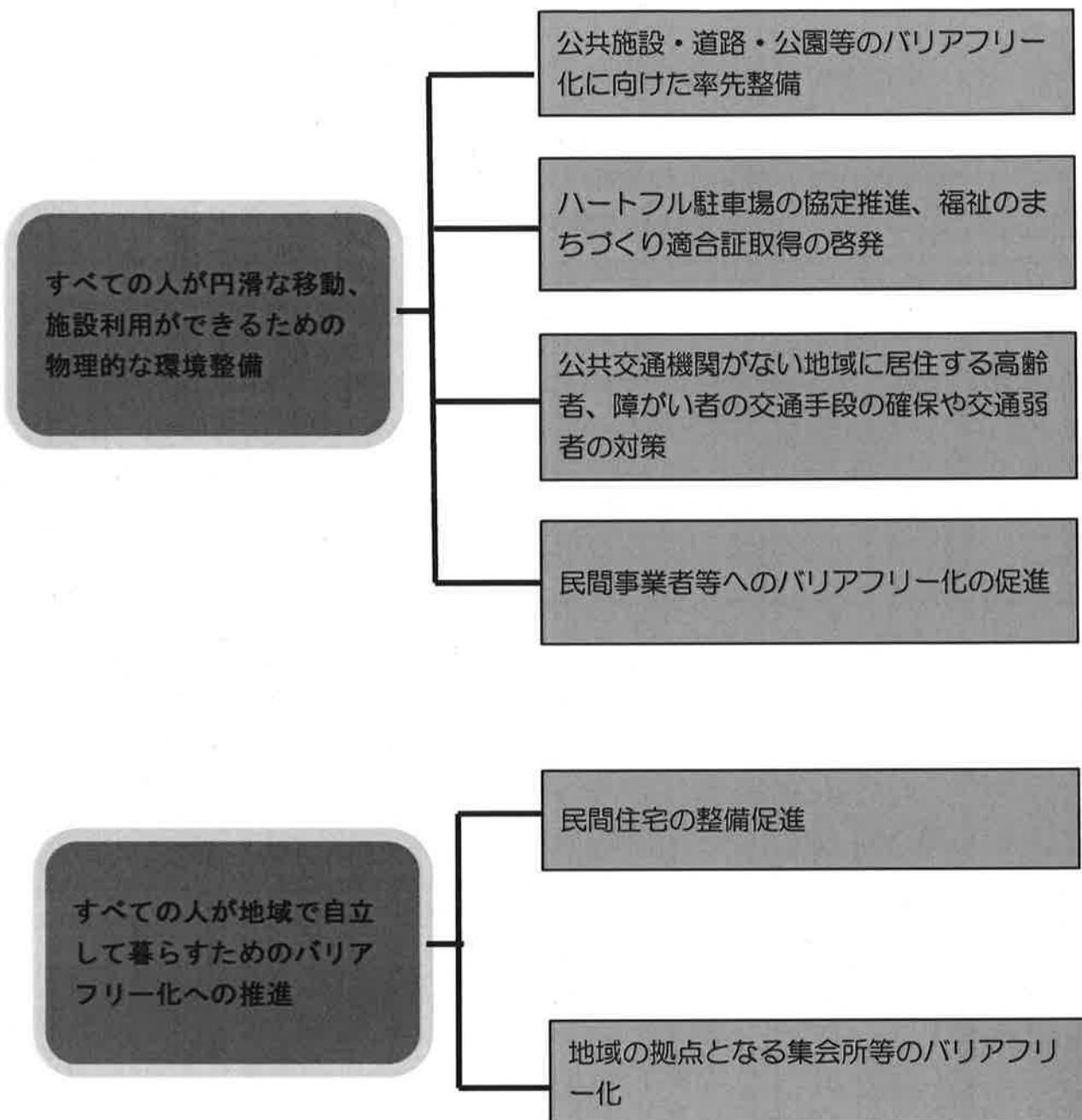
ユニバーサルデザインの視点に立った地域活性化とまちづくり

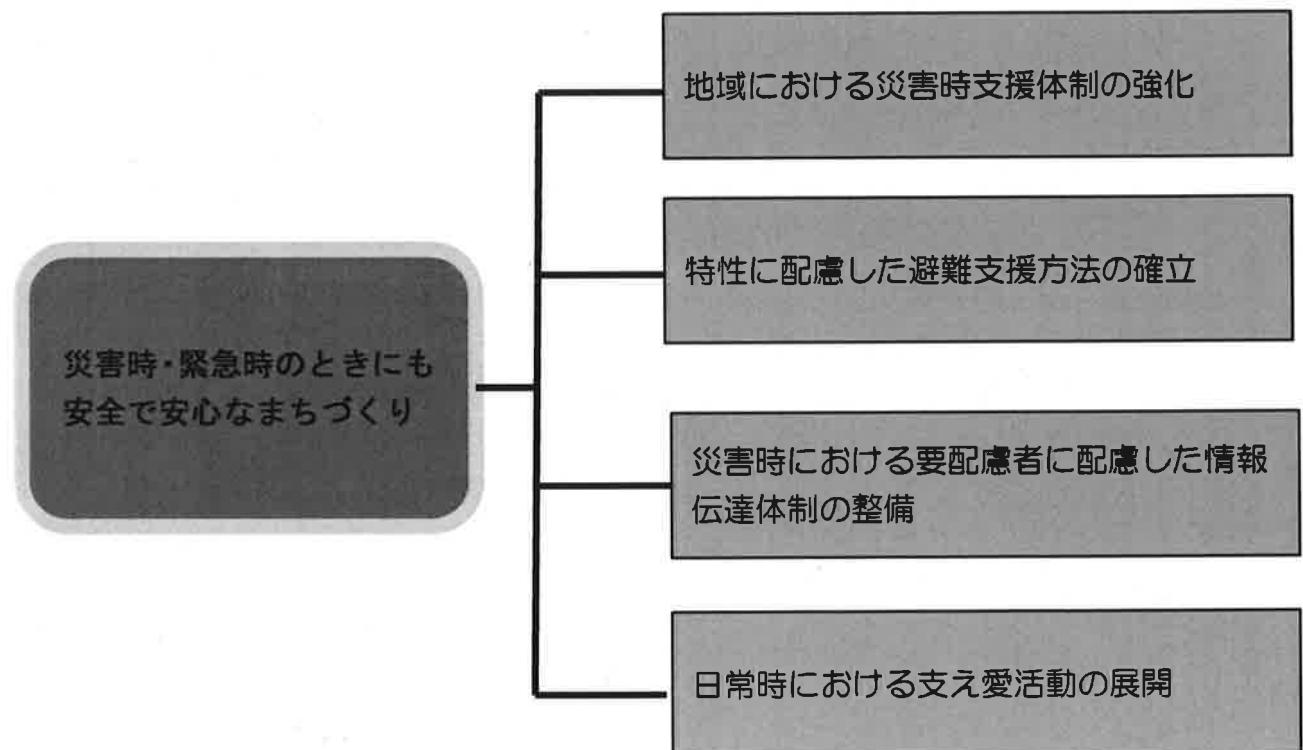
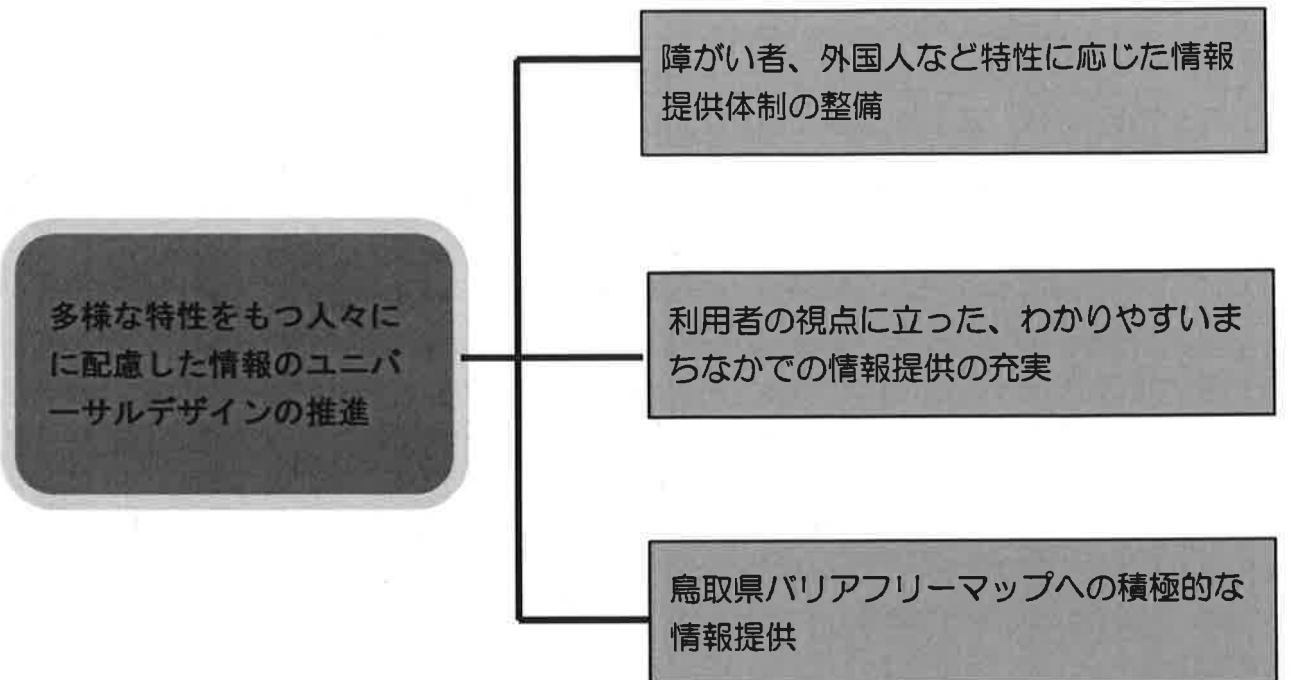
ユニバーサルデザインの核となる「すべての人々のため」という概念に基づき、地域の支援体制の強化や住民やNPOなどの民間団体と協働し、参画できるまちづくりを目指します。

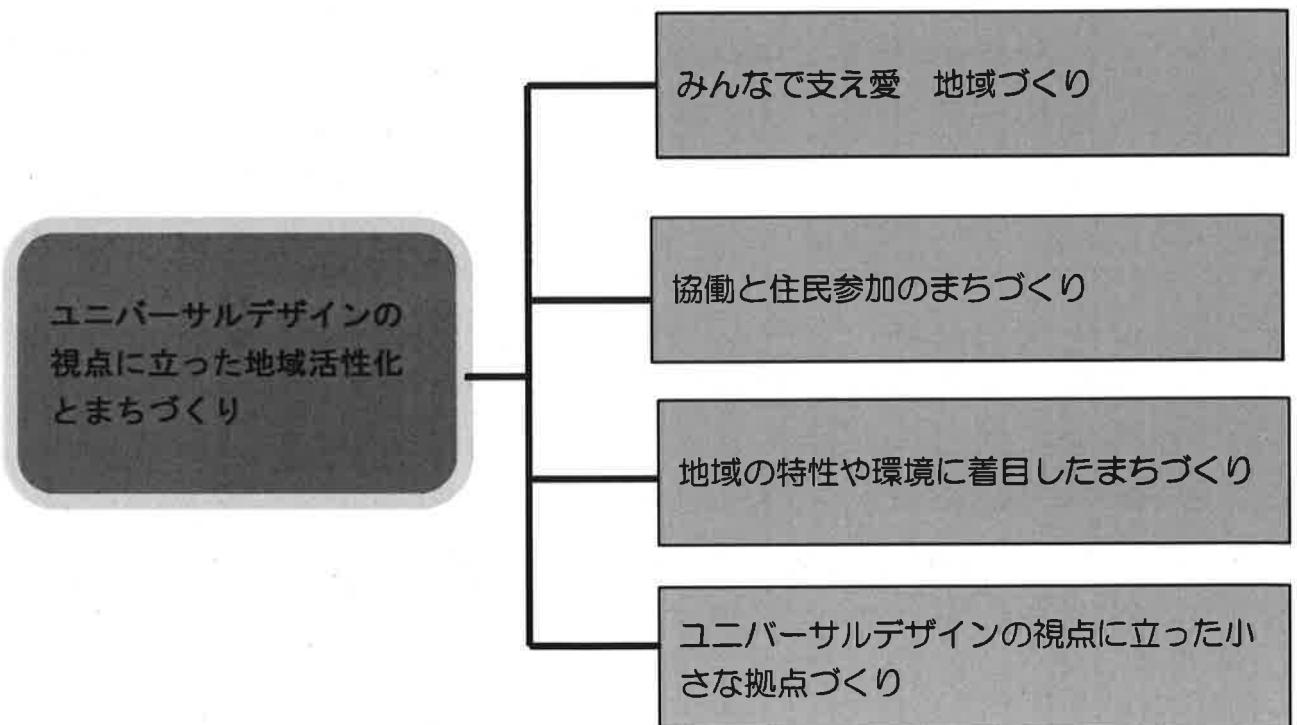
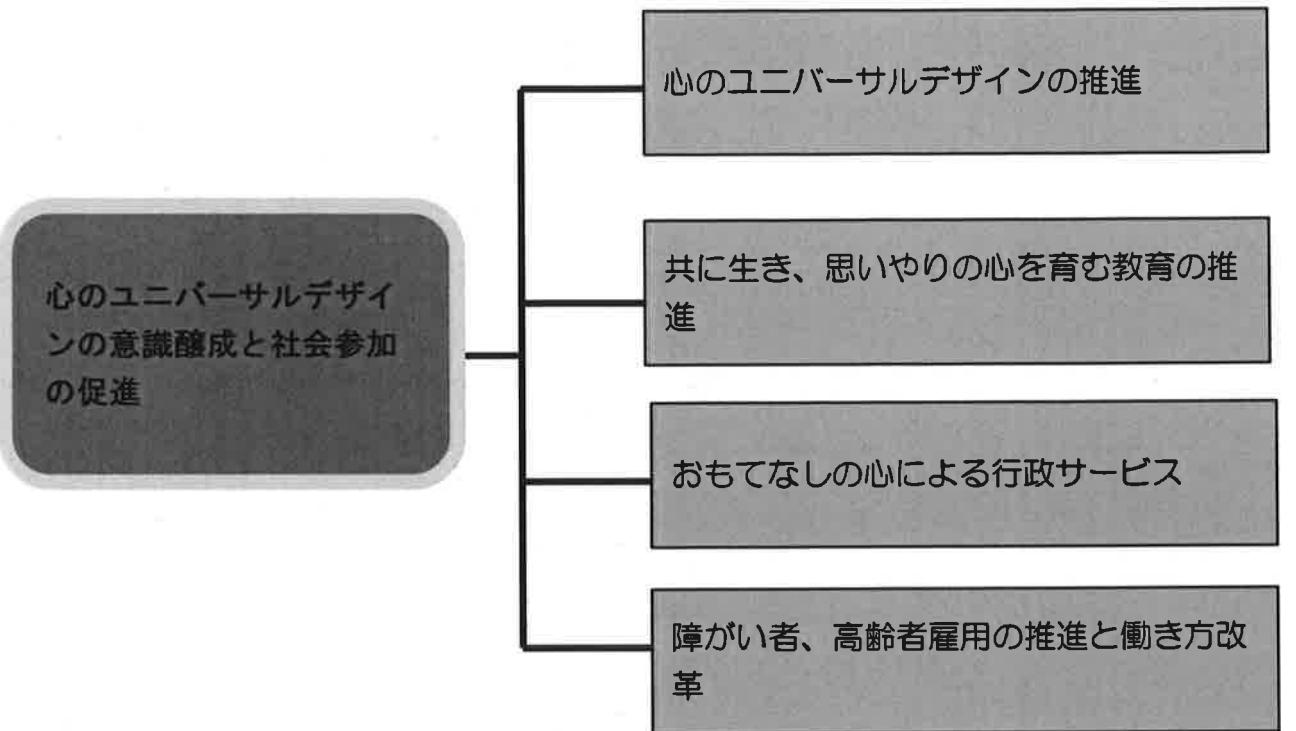
また、通学路や積雪対策など地域の特性や環境に着目したまちづくりを推進していきます。

現在、本町が取り組んでいる地方創生事業の「小さな拠点づくり事業」にもユニバーサルデザインの概念を取り入れた事業展開を検討していきます。

3 計画の体系







計画推進のための取り組みと 施策

1 すべての人が円滑な移動、施設利用ができるための物理的な 環境整備

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など個別の施設等だけではなく、例えば自宅を出て公共交通機関を利用して目的地に行くまでの空間を一体としてとらえるなど、生活空間全体を面としてとらえて、より快適で生活しやすい環境を整備します。

また、交通弱者対策など地域住民が住み慣れた地域で安全・安心・快適な生活を送る上で欠かせない、地域の生活基盤の再建を促進します。

(1) 公共施設・道路・公園等のバリアフリー化に向けた率先整備

あらゆる人が安全で安心に利用でき、かつ快適にすごせるような公共空間の整備を目指します。

【取組名】

安全安心に利用することが出来る道路施設の提供	道路における幅の広い歩行空間の設置や段差・勾配改善	道路管理者
公共施設におけるスロープや多目的トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・負担なく移動ができるスロープの設置 ・障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者やオストメイト(※注4)などが利用できる多目的トイレの設置 	施設管理者
音響信号機、感應信号機の設置の促進	主道路においての高齢者、肢体不自由、視覚障がいなどに対応した信号機の設置促進	鳥取県警察

(2) ハートフル駐車場の協定推進、福祉のまちづくり適合証取得の啓発

公的施設において、安心して利用できる施設の指標となる福祉のまちづくり適合証取得を促進します。

障がいや高齢などで歩行が困難な人や、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが施設の専用駐車スペースを適切に利用できるハートフル駐車場制度を推進します。公共施設だけでなく、民間施設にも推進し、誰でも日常生活を快適に過ごせて、楽しめるようなまちづくりを促進します。

【取組名】

ハートフル駐車場の協定推進	民間施設のハートフル駐車場協定推進	県
福祉のまちづくり適合証取得の啓発	バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準に適合した公的施設の整備促進	町

(3) 公共交通機関がない地域に居住する高齢者、障がい者の交通手段の確保や交通弱者の対策

過疎化による商店や医院の廃業、撤退などで日常生活に不便を生じている住民や、加齢により車の運転などの移動手段を失った住民が地域で豊かに暮らし続けるために必要な生活基盤を整備します。

【取組名】

のりあいバス	移送手段を確保することが困難な方に対して、マイクロバスを運行することにより、生活の利便性を図り、在宅の生活を支援する	町社会福祉協議会 (以下、「社協」と表記)
有償運送	身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者に対して、「ドアからドアまで」の個別輸送サービスを提供する	総合福祉課

(4) 民間事業者等へのバリアフリー化の促進

障がい者や高齢者が円滑に利用できるような民間施設の整備を促進するため、改修費用の一部を補助し、バリアフリー化を推進します。

【取組名】

バリアフリー環境整備促進事業	民間の建築主による町内の特定建物のバリアフリー化を促進し、利便性、安全性の向上を図る建築物の改修を推進する事業に対して補助する	総合福祉課
----------------	---	-------

2 すべての人が地域で自立して暮らすためのバリアフリー化への推進

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、地域の拠点である集会所等のバリアフリー改修などを推進して、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住環境を整備していきます。

(1) 民間住宅の整備促進

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者や要介護者の身体状況に応じた住宅の改修を促進していきます。そして福祉用具の購入補助やレンタルを行い、日常生活の自立を支援していきます。

また比較的介護度が低い人でも入居可能な医療や介護、生活サービスなどが併設された高齢者向け住宅の供給を促進していきます。

【取組名】

介護保険制度による住宅改修費支給	要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修を行ったとき、支給限度額（20万円）の9割を上限として、介護保険制度による費用支給を行う	長寿福祉課
高齢者居住環境整備	要介護者、要支援者及びその家族が日常生活の利便や安全を図るために、住宅の設備・構造の改修を行ったとき、支給対象額80万円を上限として、2/3の助成を行う	長寿福祉課
障がい者向け住宅整備	障がい状況に即応した、日常生活の利便性の向上、安全性の確保、介護者の負担の軽減等に効果がある小規模な住宅改修に補助を行う	総合福祉課
要介護者に対する福祉用具の購入補助、レンタル	要介護者の日常生活の自立を支援するために福祉用具の購入の補助や貸与を行う	長寿福祉課
障がい者補装具、日常生活用具給付制度	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完し代替する補装具の購入や障がい者の日常生活上の困難を改善、自立を支援し社会参加を促	総合福祉課

	進する日常生活用具の購入に係る費用を補助する	
多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進	医療、介護、生活サービスなどが併設されたサービス付き高齢者向け住宅の積極的な情報提供	県

(2) 地域の拠点となる集会所等のバリアフリー化

地域の拠点である集会所等のバリアフリー改修費用の補助を行い、高齢化した地域住民等が安心して地域交流できる環境整備を推進していきます。

【取組名】

小地域拠点集会所等バリアフリーアー事業	高齢者や障がい者が安心して、町内の地域交流ができる拠点づくりの一環として、集会施設のバリアフリー化を行う事業に対して 100 万円を上限として 2/3 の補助を行う	総合福祉課
---------------------	--	-------

3 多様な特性をもつ人々に配慮した情報のユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者、外国人など多様な特性をもつ人々にとって、必要な情報が十分に提供され、容易に入手できるよう、様々な媒体を利用して、情報提供の充実を図っていきます。また、観光を振興し、湯梨浜町を「にぎわいのある町」にするためにも、ユニバーサルデザインの視点に立った、まちなみや景観に配慮した視認性の高い、外国人、歩行困難者、色覚障がいを持つ人など、不特定多数の人々にわかりやすい案内表示に努めます。

(1) 障がい者、外国人など特性に応じた情報提供体制の整備

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、外国人、高齢者など多様な特性を持つ人に音声や文字による情報化のほか、手話や筆記、多言語表記、IT機器など特性や年齢に応じた多様なツールを利用するなど、情報発信の方法を工夫し、必要な情報が十分かつ容易に入手できるよう情報提供の充実に努めます。

【取組名】

視覚障がい者用広報	文字による情報入手が困難な視覚障がい者で希望する人に、鳥取県ライトハウス点字図書館に委託	総合福祉課
-----------	--	-------

	し、町報と議会だよりをカセットテープに録音またはデイジ一図書（※注5）にして配布	
手話通訳者、手話奉仕員派遣事業	意思の疎通を図るために支障がある聴覚障がい者が医療機関受診や会議、研修会に出向く際に手話通訳者を派遣	総合福祉課
手話奉仕員養成講座	手話奉仕員養成講座について、委託実施	総合福祉課
町主催の講演会、各種イベントでの手話通訳の配置	町主催の講演会、各種イベントでの手話通訳を積極的に配置	町
わかりやすさを追及した広報誌、パンフレットの内容充実	文字の大きさ、色、表現に留意したわかりやすく正確な行政情報の提供	町
人的媒体を介した行政情報の積極的発信	住民座談会や地域説明会、ケアマネージャーやケースワーカーなどを介し、行政情報を積極的に発信	町、社協
ユビキタス社会（※注6）の実現に向けた地域情報化	・鳥取情報ハイウェイの運用、CATVや地域インターネット基盤整備などの情報通信基盤の整備 ・携帯電話不感地区の解消やテレビ難視聴対策を推進	県

（2）利用者の視点に立った、わかりやすいまちなかでの情報提供の充実

外国人旅行者や障がい者、高齢者を含めたすべての人が、湯梨浜町の観光を楽しめるように、わかりやすい案内表示やボランティアガイドの設置など観光客に対する人的対応の強化、充実に取り組みます。

観光施設だけでなく、市街地においても外国人来訪者や車いす利用者、歩行困難者、視覚障がい者へ配慮した案内表示、多言語表示、使用者の視線に配慮した表示高の設定、アクセスの位置に植栽など障害物を設置しない、文字やピクトグラム（絵文字）の大きさに配慮するなど、特性に応じて、表示方法を工夫します。

また、すでに形成された景観になじむようなシンプルで誰もが視認できる案内表示に努めます。

【取組名】

多様な人々に対応したわかりやすい観光案内の設置	外国人、高齢者、障がい者を含めたすべての人が湯梨浜町の観光を楽しめるようわかりやすい観光案内表示の推進	施設管理者
観光ガイドの養成	湯梨浜町の名所を案内するボランティアガイドの養成	観光協会
ユニバーサルデザインの視点に立った市街地の案内表示	景観になじみ、シンプルでわかりやすく、視認性の高い案内サイン、誘導サインの設置	道路管理者

(3) 鳥取県バリアフリーマップへの積極的な情報提供

障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者などがレジャーを楽しめるように、観光施設、飲食店など鳥取県バリアフリーマップへの情報提供を積極的に行います。

また町も、これらをホームページなどで積極的に情報発信します。

【取組名】

鳥取県バリアフリーマップへの積極的な情報提供	多目的トイレ、ベビーシート、スロープなどの設置やとっとり子育て応援パスポート協賛企業の有無など、障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者など多数の人々が利用する施設のバリアフリー状況の情報提供	総合福祉課
------------------------	--	-------

4 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震、また平成28年10月に発生した鳥取県中部地震での教訓を踏まえて、地域防災力を向上させ、地域住民が主体となった「災害に強い湯梨浜町」を推進していきます。

障がい者、高齢者、子どもなど自力での避難が困難な要配慮者に対しては、災害時の情報伝達体制や避難誘導、救護対策など防災の様々な場面において、福祉のまちづくりの観点を踏まえた取り組みを進めています。

災害時だけでなく平常時においても、障がい者、高齢者、子どもなどが安心して地域で過ごせるような見守り活動を展開し、地域の安全や安心を支えます。

(1) 地域における災害時支援体制の強化

災害に強い安全で安心な地域づくりを推進するためには、「自助」「共助」「公助」がキーワードとなってきます。大規模な地震、水害などの大災害発生直後は、行政や防災関係機関（消防、警察）の対応能力をはるかに超える被害が予想されます。このような時には、住民と地域を守ることができる自主防災組織や、地域での見守り体制の機能化が必要不可欠です。安否確認、救出救護、避難行動要支援者避難支援、避難所運営、被災情報の伝達、ボランティア受け入れなど、住民全員参加で役割分担して対応する必要があります。

災害直後、障がい者、高齢者、乳幼児、病人など要配慮者の安否確認や避難支援ができるのは近くにいる人だけであり、近隣住民同士の隣保共助、地域での見守り、助け合いなどの「共助」力の向上が必要です。本町では、災害時にも安全安心な地域の支援体制の強化を進め、災害に強いまちの実現を図ります。

【取組名】

災害時における要配慮者等の支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画の見直し、検討・自主防災組織の機能強化や底上げ・愛の輪協力員、福祉推進員による見守り活動の推進・保健福祉会（区）、民生児童委員による福祉マップ作成・民生児童委員による要配慮者への見守り（防災）カードの作成、配布と見守り活動の推進・災害ボランティアの育成・福祉避難所の機能強化、設備充実	総務課 総合福祉課 社協
避難所のバリアフリー化	小地域拠点集会所バリアフリー事業の推進	総合福祉課
わが町支え愛活動の推進	地域住民が中心となり、障がい者や高齢者などの要配慮者の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り体制を作る取り組みに対して補助（平成29年度より「地域における災害時の要支援者対策事業」と名称変更予定）	社協（実施主体） 総合福祉課（補助）

（鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定）

(2) 特性に配慮した避難支援方法の確立

避難所には多種多様な特性を有する人々が避難してきます。障がい者を例にとっても、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、知的障がい、発達障がい、人工透析など医療的ケアが必要な障がいや難病患者など多岐にわたります。

また、鳥取県中部地震の避難所運営を通じて明らかになった課題としては、福祉避難所として協定を締結している施設との連携の強化が挙げられます。障がい、高齢、疾病、妊婦など一般避難所での生活が困難な人が速やかに福祉避難所に誘導できるように、協定施設と避難所の設置運営について、事前協議するなど平常時から連携を図っておく必要があります。

併せて、協定を締結した施設に被害が出るような大規模な災害に対応できるように、町内避難所において、福祉避難所としての機能を強化することも重要です。

多様な人々の特性を踏まえた上での環境整備が求められます。例えば、障がいに応じた福祉避難室の確保や家族単位の利用空間の確保など、様々な場面で対応できるような部屋の確保に努めています。医師、看護師などの災害派遣チーム（D-MAT）、保健師、介護士など保健福祉職についても関係各機関と連携の上、速やかに派遣を依頼します。

また、聴覚障がい者といった意思疎通に不自由を感じる人に対しての手話通訳者の派遣や災害時・復興時のメンタルケアなど、その人に必要な支援が多様な形で用意できるように、対策を講じていき、特性に応じた避難支援方法の確立を図ります。

【取組名】

避難所の環境整備	<ul style="list-style-type: none">・多様な人々が安全、安心して過ごせるような避難所の環境整備・福祉避難所としての機能強化、設備充実・指定緊急避難所の耐震化補助の検討	総務課 建設水道課
当事者の視点に立った避難所バリアフリー調査	福祉団体による障がい者の視点に立った避難所のバリアフリー調査実施	総合福祉課

(鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定)

(3) 災害時における要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備

障がいの特性によっては、防災行政無線、テレビ、ラジオといった手法による災害情報取得は困難な場合もあり、東日本大震災でも適切な避難行動に結びつかなかった点が指摘されました。この点を踏まえ、さらに多様な手段の活用による情報伝達のシステムの確立が求められています。防災行政無線、携帯端末等を活用しての緊急速報メール、ラインやフェイスブック、ツイッターなどのSNS（※注7）、FAXなどの災害情報配信など複数の手段を組み合わせるのが有効であり、活用については事前の周知徹底を図っていきます。

また、行政から被災者への一方向の情報提供だけでなく、被災要配慮者から行政への情報提供の確保を講じる必要があります。例えば、薬の入手方法や受診できる医療機関の周知やヘルパーの支援要請など、生活上重要な情報を確実に伝達できるような情報の双方向

性が担保されるものでなければなりません。そのためにはホワイトボードや点字版などの福祉備品の用意と活用も検討していきます。

今後、復旧や復興に向けては様々な事業が展開されますが、事業の周知方法についても情報入手の困難さを配慮の上、実施していきます。

【取組名】

災害時における情報伝達体制の整備	防災行政無線やSNSなど多様な手段を用いた情報伝達体制の整備	総務課
------------------	--------------------------------	-----

(鳥取県中部地震の教訓を踏まえて今後施策が検討される予定)

(4) 日常における支え愛活動の展開

近年、子どもや高齢者を狙った犯罪が急増しています。子どもに対する不審者による声掛け連れ去り事案や、スマートフォンやSNSの普及によるネット被害、高齢者に対する悪質商法や特殊詐欺など手口は巧妙化、悪質化しています。後を絶たない犯罪から、子どもや高齢者を守るため、特殊詐欺被害などの情報提供や見守り・声掛け活動を強化し、地域、ボランティア、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

また、社会情勢の変化で単身者が増加し、団塊の世代などの人口が最も多い年代層が高齢になるにつれて、一人暮らし高齢者の率も必然的に高くなってきました。一人暮らし高齢者の増加は孤独死など様々なリスクをもたらします。

引き続き、特に一人暮らし高齢者などリスクが高い人に対して、民生児童委員や愛の輪協力員などに見守りを依頼し、緊急時連絡先などを記したカード作成などの取り組みを推進していきます。

鳥取県中部地震では、長期間避難した人の多くは一人暮らし高齢者でした。長期間避難した原因には、災害時に自宅で一人過ごす危険と不安のためといった物理的な理由だけでなく、避難所において、同様に避難している人と交流し、仲間意識ができて心の安定を得られたためという側面もありました。改めて、こういった人の精神的な居場所を作っていくといった課題も浮き彫りになっています。

日常における絆づくりの重要性を認識し、すべての人が安心して過ごせるような温もりのある地域社会の実現を進めています。

【取組名】

消費者被害の予防啓発	・悪質商法や特殊詐欺被害防止のための研修、出前講座の開催 ・出張相談所の開催	産業振興課、中部消費生活センター
子どもの安全を守る地域活動の推進	・登校、下校時のパトロール、声掛け、あいさつ運動の実施(ルックチルドレン) ・こどもかけこみ110番 ・ネット犯罪防止のための研修、啓発	教育総務課、生涯学習・人権推進課、学校、行政区、民生児童委員協議会他

見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動	一人暮らし高齢者、高齢者世帯への見守り、声掛け活動の実施	総合福祉課、社協
要配慮者の地域における精神的支柱と居場所づくり	・地域における福祉サロン活動の充実 ・一人も孤立しないような地域における居場所づくり	社協

5 心のユニバーサルデザインの意識醸成と社会参加の促進

公共施設、住宅建築物などの整備といったハード面の取り組み、施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などのソフト面の取り組みに加え、多様な個性を理解し、認め合い、互いを理解して、他者を思いやり、支え合い、共に生きるという心のユニバーサルデザインの視点に立ったハート面の取り組みを推進していきます。

さらには、障がい者、高齢者が自らの能力を発揮して就労を通じた社会参加が実現できるように就労・雇用対策を支援し、子育て世代の育児と仕事の両立、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を促進します。

（1）心のユニバーサルデザインの推進

地域社会は、障がいがある人、ない人、高齢者、子どもなど多様な人々で構成されています。みんなで支え合い、共に生きる地域づくりを推進するためにはお互いの人権を尊重し合い、思いやりの精神を育むことが重要です。

多様な個性を認め合い、互いを理解して、支え合い、共に生きるという福祉の心の醸成と定着を促進していきます。

【取組名】

ゆりはま人権セミナー、人権教育座談会	・人権セミナー 様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について、町民への啓発のため講演会の実施 ・人権教育座談会 行政区単位で実施し、身近な生活の中にある人権問題に気づき、住民みんなが安心して暮らせる地域づくりを推進	生涯学習・人権推進課
あいサポートー研修、認知症サポートー養成講座	地域・学校・事業所などにおいて、障がいや認知症についての正しい	総合福祉課、長寿福祉課

	理解と手助けの方法を学び実践する養成講座の開催	
--	-------------------------	--

(2) 共に生き、思いやりの心を育む教育の推進

心のユニバーサルデザインを推進、定着させるために、次代を担う子どもたちに対して福祉教育、人権教育に重点的に取り組み、多様な個性や違いを理解し、思いやりの心を持って、お互いを尊重できるような人格形成を目指します。

【取組名】

人権に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、学校等における人権教育の推進 ・教職員、保育教諭等の資質向上のための研修 	生涯学習・人権推進課他
福祉教育、体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験学習、交流活動の推進 ・障がい児理解のための研修会開催 	教育総務課、学校、社協

(3) おもてなしの心による行政サービス

役場には障がい者、高齢者、乳幼児連れの保護者、外国人など多種多様な人々が来庁します。住民の多様な特性を理解し、画一的な接遇ではなく、状況に応じた心配りができるような「おもてなしの心」にあふれた職員の接遇のレベルアップを目指します。

【取組名】

人にやさしいツールの導入	耳マークを窓口に設置し、耳の不自由な来庁者に配慮した接遇の実践	総務課
ローカウンター、ベビーベッドや車いすの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児連れの来庁者が事務手続きがしやすいように、窓口付近にベビーベッドを設置 ・役場玄関に車いす設置 ・窓口におけるローカウンター設置 	総務課
新任職員に対してのあいサポート研修	新任職員対象にあいサポート研修を行い、障がいの特性を知り、接遇の向上を図る	総務課

(4) 障がい者、高齢者雇用の推進と働き方改革

障がい者や高齢者が能力を最大限発揮し、就労を通じて社会参加が実現できるように、雇用機会の拡大や、就労支援を促進します。またイクボス宣言企業の推進など、仕事と子育ての両立がしやすい環境整備を行ったり、ワークライフバランスの実現を促進します。

【取組名】

職場における合理的配慮	募集や採用に関して、障がい者であることを理由とした差別を禁止したり、特性に応じた職場環境の整備や業務内容、業務量などを配慮し、人権と個性を尊重しながら共生社会の実現を促進する	国、県、町各事業所
就労移行支援、就労継続支援	障がい者の状況に応じた、生産活動の機会の提供や就労のための訓練等の実施を支援	総合福祉課
障害者優先調達法の推進	障がい者就労施設等からの物品やサービスを優先的に調達し、障がい者の経済的自立、障がい者就労施設の受注機会の増大を図る	総合福祉課
シルバー人材センターの事業推進と運営支援	就業機会の提供を通じて、高齢者が自らの経験と能力を生かして、社会生産活動に参加し、生きがいづくりと地域活性化に資する組織。町としては事業運営を支援	シルバー人材センター (長寿福祉課)
イクボス宣言企業の推進	時間外勤務の縮減や子育てのために設けている休暇制度の積極活用など、育児と子育ての両立を応援するような職場風土の醸成	企画課 (県)

6 ユニバーサルデザインの視点に立った地域活性化とまちづくり

ユニバーサルデザインの概念を基調とした地域活性化を検討していく、高齢者も障がい者も子どももみんなで支え合うような地域づくり、行政と住民が協働するまちづくりを目指します。

施策立案にあたっては地域の特性を踏まえた上で、持っている強みを生かして個性あふれる事業を展開していきます。

(1) みんなで支え愛 地域づくり

本町の高齢化率は2015年（平成27年）には30%に達し、1世帯あたりの人員は2.94人となっています。高齢化と少子高齢化が進行し、地域社会の弱体化が課題となっています。

高齢者や障がい者など地域に住むすべての人々が安心して暮らせる支援体制の強化を推進していきます。

【取組名】

見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動	一人暮らし高齢者、高齢者世帯への見守り、声掛け活動の実施	総合福祉課、社協
認知症患者や障がい者、障がい児などを地域で包み込んで、支え合うような支援体制の確立	・あいサポート研修や認知症サポート養成講座の実施推進 ・障がい児を育てる親同士の交流の場の提供	総合福祉課 長寿福祉課 社協
地域における異年代交流の促進	高齢者と子どもの交流会など地域における異年代交流の促進	行政区

(2) 協働と住民参加のまちづくり

町における施策や事業決定の初期段階から多様な住民参画を促し、自分たちの使いやすいまちづくりを共に担っていく「協働のまちづくり」を推進していきます。

【取組名】

まちづくり座談会の推進	地域住民との直接対話のできる場を設定し、行政と地域住民が協働し、参画できるまちづくりを促進	企画課
自治基本条例の制定	自治基本条例の制定により、住民、行政、議会の役割、権利、義務を規定し、住民が幸せとなる協働のまちづくりを推進	企画課
福祉団体によるバリアフリー調査	障がい者の視点で避難所を始めとする公有施設のバリアフリー調査を実施	総合福祉課

(3) 地域の特性や環境に着目したまちづくり

通学路や積雪対策など地域特性や環境に着目したまちづくりを推進していきます。

【取組名】

積雪対策	・積雪における官民の役割分担の明確化と冬の生活道路を守る協働意識の向上 ・豪雪時の人工透析患者の通院対策	町 行政区
通学路の歩行環境チェック	子どもの登下校時の安全確保のために、地域住民・保護者の参画や協力による歩行環境のチェックの実施	教育総務課 生涯学習・人権推進課 学校
集落道における幅の広い歩道、農業施設の整備等を通じた農山村地域のユニバーサルデザインの推進	集落道における歩道の幅員の確保や農業施設の整備等を推進	建設水道課 産業振興課

(4) ユニバーサルデザインの視点に立った小さな拠点づくり

過疎化が顕著な中山間地域の活性化のため、地域の特徴を生かして、小さなエリアで生活が完結でき、住民が主体的に参加し、住民目線に立った安全性、利便性、健康性、快適性の高いまちづくりを推進していきます。

本町では泊地域をモデルに「小さな拠点づくり事業」を推進し、商店や診療所等の生活サービスを集約し、住民活動の拠点、地域内の多世代の出会いと交流の拠点、生きがいを広げる拠点を形成し、小さなエリアならではの強みを生かして、居住するすべての住民にとって居心地がよく、住みやすい地域づくりを目指します。

【取組名】

小さな拠点づくり事業の推進	老朽化した公共施設の複合施設への改修や買い物支援、医療サービスなどの生活サービスの集約化を検討し、集落の再生と活性化を図る	みらい創造室
---------------	---	--------

このようにユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての住民にとって安全で安心に暮らすことができるのはもちろん、その個性と能力を十分發揮し、QOL（※注8）が高い生活を営むことができるまちづくりを目指していきます。

1 推進体制

福祉のまちづくりの推進には、ボランティア組織、NPO、事業者等福祉に関わる関係団体との協力や連携が必要です。福祉を始め、医療、介護、教育、生活環境、住民参画、地方創生など他分野にわたり、広い視野と高い視点に立った取り組みが求められます。

福祉のまちづくり計画の策定にあたっては、障がい者団体、ボランティア団体、民生児童委員、社協などの関係団体の代表を構成メンバーとして、福祉のまちづくり協議会を設置しました。

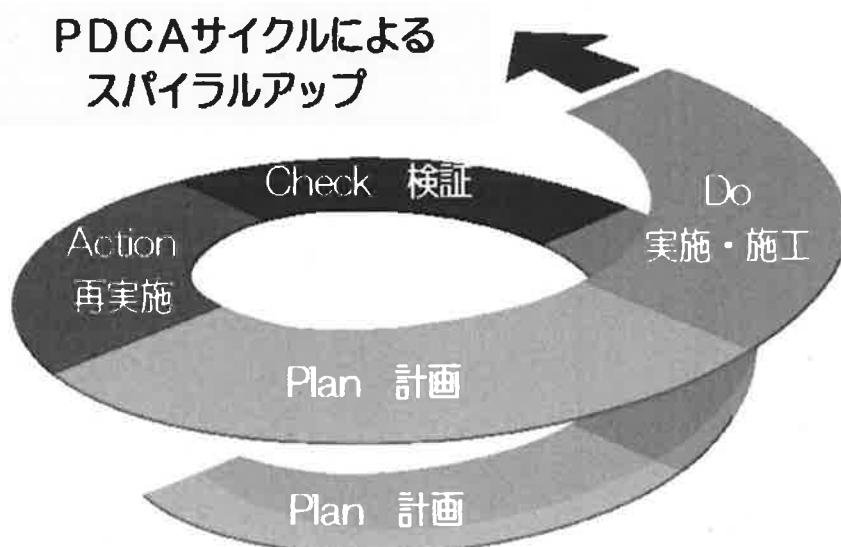
また町民からの幅広い意見をいただき、計画に反映させるため、素案の段階で、パブリックコメントを実施しました。

障がい者計画、高齢者福祉計画などの各個別計画とリンクさせるため、庁内の各計画、事業の担当者で構成する専門部会を設置しました。

福祉のまちづくりの概念を共有し、横断的な施策の展開や各分野の枠に収まらない新たな事業の創設、推進を図ります。

2 進行管理

本計画は、福祉のまちづくりに関する施策が具体的かつ実効性の高いものになるよう、協議会委員を中心に障がい者などの当事者の目線で物理的、社会的、心理的などあらゆる局面において段階的、継続的に実施・検証・改善を行っていきます。さらには、柔軟性をもって、内容の一層の充実を図っていく「PDCAサイクル（※注9）によるスパイラルアップ」の仕組みにより進行管理を行っていきます。



1 避難所におけるバリアフリー調査について

(1) 調査の概要

本調査は、公施設のバリアフリー状況を現地確認し、本計画策定の参考資料とするために、福祉のまちづくり協議会と障がい者自立支援協議会が合同で実施しました。さらには平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震を踏まえて、障がいがある人の視点から、避難所の機能性、利便性などを検証しました。

○調査日時	平成28年12月5日（月） 9時30分～11時30分
○調査場所	ハワイアロハホール、活性化センターはまなす、 湯梨浜町老人福祉センター東湖園
○参加人数	福祉のまちづくり協議会 6名 障がい者自立支援協議会 6名 湯梨浜町役場総合福祉課職員 3名

(2) 調査方法

施設所管課に事前に照会を行い、回答の結果をもとに、3班に分かれ実地調査を実施しました。障がいがある人の立場で検証するため、車いすを利用し、調査員が実際に車いすに乗ってみて、利用する人の目線で調査を実施しました。

なお、調査場所は、鳥取県中部地震の避難所である3施設を選定しました。

○重点調査箇所

- ① 駐車場 ②敷地入口から出入り口（玄関）までの経路 ③出入り口（玄関）
- ④ 通路 ⑤トイレ ⑥避難所としての機能

○重点調査項目

- ① 駐車場から施設玄関まで、そして施設玄関から通路までの経路が、円滑にストレスなく、移動できるか
- ② トイレが車いす利用者、オストメイト、乳幼児連れの人など多様な人が利用しやすい仕様になっているか
- ③ 避難所として利用しやすい環境になっているか

現地調査後には、振り返りと問題共有のため、調査報告と意見交換を実施しました。
また、福祉のまちづくり協議会では、地域住民の立場で鳥取県中部地震を検証する意見交換会を平成28年11月16日に実施しました。
これらで出た意見は、福祉のまちづくり協議会と障がい者自立支援協議会が合同で報告書にまとめ、町に提言として提出しました。

(3) 調査結果

ハワイアロハホール

調査箇所	調査結果・意見
敷地入口から出入り口（玄関）までの経路について	<p>*中央公民館羽合分館側（北側）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出入り口のスロープは緩やかではあるが、自走ではかなり力がいると思われる。 ○出入り口の階段の色がベージュで統一されている。注意を引くために段差部分に他色のステッカーなど貼ってあれば、段差があることが迅速に視認できていいのでは。 <p>*ホール集会室側（西側）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スロープの位置が車いす用駐車場から遠回りとなつており、かなり移動しなければならない。車いす用駐車場から近い、ながせこども園側には段差があり、腕力がない人には自力で乗り越えるのが困難。 点字ブロックは、分館側、ホール集会室側両方ともに設置されていた。
出入り口（玄関）	<ul style="list-style-type: none"> ○分館側、ホール集会室側ともに自動ドアあり。床はフラットで段差なし。点字ブロックあり。 ○分館側玄関には車いす2台、歩行器1台あるが、車いすは埃をかぶり、かなり汚れている。 ○ホール集会室側玄関には車いす1台あり。
通路（廊下）	<ul style="list-style-type: none"> ○分館の廊下には手すりがあり。
トイレ	<p>*ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす対応、オストメイト対応となっている。 ○シャワーあり。 ○便器の近くに手洗いがあり、手が汚れても洗える。 ○畳のスペースがあり、着替えもできてよい。 ○広さにゆとりがあり、同行者も介助しやすい。 ○余計なものが置いてなくて、よい。 ○便器の両側に手すりがあるが、ネジがゆるんでいるせいか固定されていない。 ○トイレの電気がボタン式になっている。今は大概のトイレが自然点灯式になっているため、戸惑う人が多いのでは。 <p>*分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分館の一番奥（多目的室の前）にあり。 ○車いす対応、オストメイト対応となっている。 ○便器の近くに手洗いがあり、手が汚れても洗える。 <p>○トイレの場所が一番奥にあり、利用者があまりいないからか、掃除がしていなく、汚れている。</p>

避難所としての機能	<p>*集会室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○完全にフラットになっている。地震時には車いす利用者が集会室を利用、マットを敷いて対応していた。 ○高齢者など歩行が困難な人のために、集会室の入り口の適切な場所に手すりがほしい。 <p>*会議室A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畳の間があるのはいいが、畳が傷んでおり、表替えをした方がいい。 ○歩行困難な人のために、適切な場所に手すりがほしい。手すりが付けられないのなら、移動式のしっかりした手すりがあればいいと思う。
その他	<p>*栄養指導室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす利用者が調理できるよう、車いすに乗った人の高さに合わせた調理台があるが、流し台やレンジが荷物置き場になっており、調理時には荷物を移動しないといけない。 <ul style="list-style-type: none"> ○設置してある車いすが旧式のものばかりで、介助者のブレーキが付いているもの（介助式）もほしい。タイヤの点検も定期的に実施してほしい。 ○全体的には障がいを持った人には利用しやすい施設である。

活性化センターはまなす

調査箇所	調査結果・意見
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○段差があり、自走は難しいと思われる。
敷地入口から出入り口（玄関）までの経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○正面玄関までスロープがあるが、スロープが長すぎて自走は難しい。介助者がいないと玄関まで入れないと思われる。 ○点字ブロックあり。
出入り口（玄関）	<ul style="list-style-type: none"> ○正面玄関は自動ドアあり。 ○非常口からは引き戸があるが、固い。腕力がないと施設内に入るの難しく、誰でも利用できるようになっていない。
通路（廊下）	<ul style="list-style-type: none"> ○すべりやすい路面であるが、マットで対応している。 ○点字ブロックなし。手すりもなし。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす対応トイレはあり。 ○電気のスイッチが離れた場所にあり、利用しづらい。

避難所としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ○会議室に畳の部屋があり。 ○災害時の備蓄品にどんなものがあるか、リストがあればわかりやすいのではないか。 ○この施設は津波が発生した場合は、避難所として利用できないのではないか。 ○施設に常時管理人がいない。夜間や休日などに災害が発生した場合、避難所開設にかなりの時間を要すると思われる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○かなり前に建設されたこともあり、元来バリアフリー対応にはなっていないと思われる。 全般的に身体障がい者には利用しにくい施設である。

湯梨浜町老人福祉センター東湖園

調査箇所	調査結果・意見
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす用のマークが消えかかっている。 ○駐車場から施設に入るのに屋根もなく、カーブもある。 ○斜面もあり、自走は困難である。
敷地入口から出入り口（玄関）までの経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○スロープもあるが、段差部分もある。
出入り口（玄関）	<ul style="list-style-type: none"> ○玄関には自動ドアがある。ただし、災害時停電になった場合は開閉が困難になるのでは。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす対応となっているが、オストメイト対応ではなく、ベビーキープなどはない。施設が高齢者の利用を目的として建設されているため、対応していないものと思われる。 ○電気は自然点灯式となっていない。
避難所としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ○畳の部屋がある。 ○床がすべりやすい。 ○避難所としては快適で過ごしやすい環境である。

(4) 意見要望

◎ 災害対応について

- ・ 災害直後、一時的な避難場所として、地区の公民館や集会所などが避難所となるべきだが、耐震対応となっておらず、避難所として適切でない施設もある。
財政面の問題もあるが、住民の安全を守るためにも、地区の公民館など耐震改修を実施した場合に、補助をするなどの施策を検討してほしい。
- ・ 自宅に近い場所に避難所があるのが理想だが、地区の避難所はトイレを洋式トイレに改修したり、スロープを設置するなどバリアフリー化は少しずつ進展しているものの、車いすを利用する者にとってはまだまだ不十分な部分がある。
また障がいでも肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいなど多様な障がいがある。完全対応は困難だが、より多くの人が地域の避難所に安心して避難できるよう、対策を講じてほしい。
- ・ 今回の地震（鳥取県中部地震）は平日の午後2時に発生したため、自主防災組織の設置はされているものの、区長を始めとして組織の構成員が仕事に出かけていたため、機能しなかった。様々な場合を想定して、避難方法を検討、確立することの重要性を学んだ。
- ・ 自主防災組織はあっても形骸化しており、組織としてどう活動するのかが明確になっていない。区長を中心に区の役員、消防団員、福祉面では民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員、高齢者では高齢者クラブ役員などがどういう役割を担うのか普段から協議し、検討すべきである。
- ・ 泊地域においては、心配なのは津波が来た場合である。停電になると情報源であるテレビも映らず、災害情報が得られなくなることが懸念される。地震が発生したら、役場は防災行政無線で速やかに災害情報を提供してほしい。
- ・ 昨年度（平成27年度）の町防災訓練は泊地域が会場であったが、中央公民館泊分館が避難所であった。鳥取県中部地震では、避難所は活性化センターはまなすであった。風水害、地震など災害の種類によって避難場所は異なってくるが、有事に混乱を招かないよう、住民への周知徹底を要望する。
- ・ 災害においては、色々な局面において、あらゆる場面を想定し、一つの手段がダメでも代替できるように複数の手段を講じるべきである。（例：地震、風水害など災害の種類や、発生時期、発生時刻に応じた対応）
また住民の避難方法の周知徹底のために、平常時において効果的な地域における防災教育を講じるべきである。

- ・ 地区の公民館には緊急的には避難はしても、長期間にわたって避難することは困難である。長期的な災害になったとき、指定避難所に移動するときの手段についても検討すべきである。
甚大な災害が発生した時、協定を締結して住民を受け入れるはずの施設が壊滅的な被害を受け、逆に福祉避難所に避難する場合もある。災害が長期化した場合、障がいがある人、疾病がある人などの要配慮者が過ごせるようにベッドなどの避難所の環境整備を講じていく必要がある。
- ・ 避難した場合のペットについて。ペットは家畜でなく家族同然であり、豊かな心で生活するために必要なパートナーでもある。人間のための避難所ではあるが、人間と動物が共生できるよう、ペットと同行避難できるように配慮してほしい。

◎ バリアフリーについて

- ・ 庁舎や公有施設について。例えば役場別館1階の玄関には手すりがあるが、傘などの障壁物が置いてあり、撤去しないと手すりに捕まることができない。
また、アロハホールなど公施設には車いす用設置されているが、埃をかぶり汚れたり、使用頻度の少ない身障者用トイレは掃除が行き届いていない。
施設面でバリアフリー対応はしていても、そこに働く職員の意識がバリアフリーに向いていない。個々の職員に「心のバリアフリー」の意識を浸透させる必要がある。
- ・ 公有施設はバリアフリーにおいても民間施設の率先垂範となるべきである。財政都合はあろうが、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいなどの多様な障がいがある人が利用しやすい施設にするため、ミクロ（微視的）な視点で不具合を捉え、改修、改善を施してほしい。

2 本町におけるバリアフリー化の進捗状況について (各施設における状況)

住所	駐車場			敷地入口から玄関(出入口)までの経路		
	車いす使用者等用駐車場の有無	た車はい庇すへ使用者等の駐車場への屋根までの有無	こと雨天時に駐車場から濡れずに入る	段差の有無	スロープの有無	点字ブロックの有無
湯梨浜町役場	久留19-1	○	○	○	○	○
湯梨浜町役場 東郷支所	龍島500	○	×	×	○	○
湯梨浜町役場 泊支所	泊534-1	×	×	×	○	○
ハワイアロハホール	はわい長瀬584	○	○	○	○	○
たじりこども園	田後781-2	○	×	×	○	○
はわいこども園	光吉107-1	○	×	×	○	×
ながせこども園	はわい長瀬554	○	×	×	×	×
とうごうこども園	門田3	○	×	×	×	×
まつざきこども園	中興寺192-1	○	×	×	×	○
あさひこども園	泊1175-7	×	×	×	×	○
わかばこども園	宇谷606-1	×	×	○	○	×
羽合小学校	はわい長瀬535	○	○	×	×	○
東郷小学校	小鹿谷820	○	×	×	×	○
泊小学校	泊280-1	○	○	×	○	○
北渓中学校	田後745	×	×	×	×	×
東郷中学校	久見110	×	×	×	×	×
羽合西コミュニティ(体育館)	はわい長瀬1350	○	×	×	×	×
羽合西コミュニティ(羽合放課後児童クラブ)	はわい長瀬1350	○	×	×	○	×
花見コミュニティ(東郷放課後児童クラブ)	門田4	×	×	×	×	○
桜コミュニティ(体育館)	松崎619	×	×	×	×	×
ハワイゆ~たうん	上浅津204-2	×	×	×	○	○
ゆアシス東郷龍鳳閣	引地560-7	○	×	×	○	○
道の駅「はわい」	宇野2343	○	○	○	×	○
はわい温泉・東郷温泉観光案内所	はわい温泉5-22	×	×	×	×	×
グランドゴルフのふる里公園	泊1313	○	×	×	○	○
国民宿舎 水明莊	旭132	○	×	×	×	○
東郷湖ドラゴンカヌー艇庫	南谷572	○	×	×	○	×
さくら工芸品工房	松崎619	○	×	×	○	○
マカイレストルーム(公衆トイレ)	宇野1963-52	○	×	×	×	○
羽衣石公衆便所	羽衣石	×	×	×	×	×
青少年の家	泊1085-1	○	×	×	×	×
ふれあいセンターあじさい	上浅津123-14	×	×	×	○	×

	住所	音声誘導装置	無玄関（出入口）の自動ドアの設置の有無	身障者用エレベーターの有無	授乳室の有無	えで高齢者や個室がスイペーの着替えやおむつ替	室ん給等に湯室で係室お湯を提供や希望に栄養剤等湯湯せ
湯梨浜町役場	久留19-1	×	○	×	×	×	○
湯梨浜町役場 東郷支所	龍島500	×	○	×	×	×	○
湯梨浜町役場 泊支所	泊534-1	×	○	×	×	×	×
ハワイアロハホール	はわい長瀬584	×	○	×	×	×	○
たじりこども園	田後781-2	×	×		×	×	○
はわいこども園	光吉107-1	×	×		×	×	○
ながせこども園	はわい長瀬554	×	×		×	○	○
とうごうこども園	門田3	×	×		×	×	○
まつざきこども園	中興寺192-1	×	×		×	○	○
あさひこども園	泊1175-7	×	×		×	×	○
わかばこども園	宇谷606-1	×	×		×	×	○
羽合小学校	はわい長瀬535	×	×	○	×	×	×
東郷小学校	小鹿谷820	×	×	○	×	×	×
泊小学校	泊280-1	×	×	×	×	×	×
北渕中学校	田後745	×	○	×	×	×	×
東郷中学校	久見110	×	×	×	×	×	×
羽合西コミュニティ（体育館）	はわい長瀬1350	×	×	×	×	×	×
羽合西コミュニティ（羽合放課後児童クラブ）	はわい長瀬1350	×	×	×	×	○	×
花見コミュニティー（東郷放課後児童クラブ）	門田4	×	×	×	×	×	×
桜コミュニティー（体育館）	松崎619	×	×	×	×	×	×
ハワイゆ~たうん	上浅津204-2	×	○	×	×	×	○
ゆアシス東郷龍鳳閣	引地560-7	×	○	×	×	×	○
道の駅「はわい」	宇野2343	×	○	×	×	×	×
はわい温泉・東郷温泉観光案内所	はわい温泉5-22	×	×	×	×	×	○
グランドゴルフのふる里公園	泊1313	×	○	×	×	○	○
国民宿舎 水明荘	旭132	×	○	○	○	×	○
東郷湖ドラゴンカヌー艇庫	南谷572	×	×	×	×	×	×
さくら工芸品工房	松崎619	×	○	×	×	×	×
マカイレストルーム（公衆トイレ）	宇野1963-52	×	×	×	×	×	×
羽衣石公衆便所	羽衣石	×	×	×	×	×	×
青少年の家	泊1085-1	×	×	×	×	○	○
ふれあいセンターあじさい	上浅津123-14	×	×	×	×	×	○

住所	トイレ					車いす対応客席の有無
	車いす対応トイレの有無	オストメイト対応トイレの有無	ベビーキープの有無	ベビーシートの有無	大型ベッド又はパブリック用折りたたみベッドの有無	
湯梨浜町役場	久留19-1	○	○	○	○	×
湯梨浜町役場 東郷支所	龍島500	○	×	×	○	×
湯梨浜町役場 泊支所	泊534-1	○	×	○	×	×
ハワイアロハホール	はわい長瀬584	○	○	○	○	×
たじりこども園	田後781-2	○	×	×	×	×
はわいこども園	光吉107-1	○	×	×	○	×
ながせこども園	はわい長瀬554	○	×	×	○	×
とうごうこども園	門田3	○	×	×	○	×
まつざきこども園	中興寺192-1	○	×	×	○	×
あさひこども園	泊1175-7	×	×	×	×	×
わかばこども園	宇谷606-1	○	×	×	×	×
羽合小学校	はわい長瀬535	○	×	×	×	×
東郷小学校	小鹿谷820	○	×	×	×	×
泊小学校	泊280-1	○	×	×	×	×
北渕中学校	田後745	○	×	×	×	×
東郷中学校	久見110	○	×	×	×	×
羽合西コミュニティ(体育館)	はわい長瀬1350	×	×	×	×	×
羽合西コミュニティ(羽合放課後児童クラブ)	はわい長瀬1350	○	×	×	×	×
花見コミュニティ(東郷放課後児童クラブ)	門田4	×	×	×	×	×
桜コミュニティ(体育館)	松崎619	×	×	×	×	×
ハワイゆ~たうん	上浅津204-2	○	×	×	×	×
ゆアシス東郷龍鳳閣	引地560-7	○	×	○	×	×
道の駅「はわい」	宇野2343	○	×	○	○	○
はわい温泉・東郷温泉観光案内所	はわい温泉5-22	×	×	×	×	×
グランドゴルフのふる里公園	泊1313	×	×	×	×	×
国民宿舎 水明莊	旭132	○	×	○	×	×
東郷湖ドラゴンカヌー艇庫	南谷572	○	×	×	×	×
さくら工芸品工房	松崎619	○	×	×	○	×
マカイレストレスーム(公衆トイレ)	宇野1963-52	○	×	○	○	×
羽衣石公衆便所	羽衣石	○	×	○	○	×
青少年の家	泊1085-1	×	×	×	×	×
ふれあいセンターあじさい	上浅津123-14	×	×	×	×	×

住所	車いす対応客室		設福祉のまちづくり条例整備基準適合交付施	ハートフル駐車場利用証制度協力施設	備考
	車いす対応客室の有無	車いす対応客室の客室数			
湯梨浜町役場	久留19-1		×	○	
湯梨浜町役場 東郷支所	龍島500		×	○	
湯梨浜町役場 泊支所	泊534-1		×	×	
ハワイアロハホール	はわい長瀬584		×	○	トイレには高齢者や障がい者に配慮し、110×120×h45の畳敷き台設置
たじりこども園	田後781-2		×	○	
はわいこども園	光吉107-1		○	○	
ながせこども園	はわい長瀬554		×	○	
とうごうこども園	門田3		×	○	
まつざきこども園	中興寺192-1		○	○	
あさひこども園	泊1175-7		×	×	
わかばこども園	宇谷606-1		×	×	
羽合小学校	はわい長瀬535		×	○	
東郷小学校	小鹿谷820		○	○	
泊小学校	泊280-1		×	×	
北溟中学校	田後745		×	×	
東郷中学校	久見110		×	×	
羽合西コミュニティ(体育館)	はわい長瀬1350		×	×	
羽合西コミュニティー(羽合放課後児童クラブ)	はわい長瀬1350		×	×	
花見コミュニティー(東郷放課後児童クラブ)	門田4		×	×	
桜コミュニティー(体育館)	松崎619		×	×	
ハワイゆ~たうん	上浅津204-2		×	×	
ゆアシス東郷龍鳳閣	引地560-7		×	○	
道の駅「はわい」	宇野2343		○	×	
はわい温泉・東郷温泉観光案内所	はわい温泉5-22		×	×	
グランドゴルフのふる里公園	泊1313		×	×	
国民宿舎 水明莊	旭132	○ ○	×	○	
東郷湖ドラゴンカヌー艇庫	南谷572		×	○	
さくら工芸品工房	松崎619		×	○	
マカイレストーム(公衆トイレ)	宇野1963-52		○	×	
羽衣石公衆便所	羽衣石		×	×	
青少年の家	泊1085-1				
ふれあいセンターあじさい	上浅津123-14		×	×	

住所	駐車場			敷地入口から玄関(出入口)までの経路		
	車いす使用者等用駐車場の有無	た車いす使用者等の駐車場への屋根までの有無	雨天時に駐車場から濡れずに入る	段差の有無	スロープの有無	点字ブロックの有無
活性化センターはまなす	園2286-1	×	×	×	○	○
ふれあい施設農産物加工所	中興寺376-1	×	×	×	×	×
老人福祉センター東湖園	旭83	×	×	×	○	○
湯梨浜町デイサービスセンター	旭86	×	×	×	○	×
浜児童館	はわい長瀬1678-5	×	×	×	×	×
文化会館	久兎412-1	×	×	×	×	○
湯梨浜町立図書館	龍島497	○	×	×	○	○
しおさいプラザとまり	泊1204-1	○	×	×	○	○
はわいトレーニングセンター	南谷536-1	×	×	×	○	×
羽合体育館	はわい長瀬836	×	×	×	×	×
泊体育馆	泊1258-1	×	×	×	○	○
羽合野球場	南谷537-6	×	×	×	×	×
泊野球場・テニス場・相撲場	泊77	×	×	×	×	×
泊ゲートボール場	泊1116	×	×	×	×	×
東郷運動場	久見136-1	×	×	×	×	×
東郷運動公園	川上136-1	○	×	×	○	○
湯梨浜町中央公民館	龍島505	○	×	×	○	○
湯梨浜町中央公民館 泊分館	泊1204-1	○	×	×	○	×
羽衣会館	長和田506	○	×	×	○	○
舎人会館	方地1208	×	×	×	○	○
漁村センター	園596-1	×	×	×	○	○
ハワイ風土記館	上橋津710-2	×	×	×	○	○
羽衣石城	羽衣石958-2	○	×	×	×	×
ふるさと陶芸館	はわい長瀬1950-48	○	×	×	○	○
羽合歴史民俗資料館	久留19-1	○	×	×	○	○
泊歴史民俗資料館	泊1204-1	×	×	×	○	×
橋津川親水公園	上橋津40-1	×	×	×	○	×
天神川桜づみ	はわい長瀬875-16	×	×	×	○	○
東郷湖畔公園	旭129-1	×	×	×	○	×
東公園	松崎592-4	×	×	×	○	×

	住所	音声 誘導 装置	無玄 関 (出入口) の自動 ドアの設 置の有 無	身障 者用 エレベー ーターの 有無	授乳 室の有 無	高齢 者や個 室がスイ ペー者の着 替えやおむ つ替えの有 無	室に給湯 等の施設 を希望する 方へミルク や栄養剤等 の提供を希 望する方へ 湯湯せ
活性化センターはまなす	園2286-1	×	○	×	×	×	○
ふれあい施設農産物加工所	中興寺376-1	×	×	×	×	×	○
老人福祉センター東湖園	旭83	×	○	×	×	×	×
湯梨浜町デイサービスセンター	旭86	×	○	×	×	×	×
浜児童館	はわい長瀬1678-5	×	×	×	×	×	×
文化会館	久見412-1	×	○	×	×	×	×
湯梨浜町立図書館	龍島497	×	○	×	×	×	○
しおさいプラザとまり	泊1204-1	×	○	×	×	×	○
はわいトレーニングセンター	南谷536-1	×	×	×	×	×	×
羽合体育館	はわい長瀬836	×	×	×	×	×	×
泊体育館	泊1258-1	×	×	×	×	×	×
羽合野球場	南谷537-6	×	×	×	×	×	×
泊野球場・テニス場・相撲場	泊77	×	×	×	×	×	×
泊ゲートボール場	泊1116	×	×	×	×	×	×
東郷運動場	久見136-1	×	×	×	×	×	×
東郷運動公園	川上136-1	×	×	×	×	×	×
湯梨浜町中央公民館	龍島505	×	○	○	×	×	○
湯梨浜町中央公民館 泊分館	泊1204-1	×	○	×	×	×	○
羽衣会館	長和田506	×	×	×	×	×	○
舎人会館	方地1208	×	×	×	×	×	○
漁村センター	園596-1	×	○	×	×	×	×
ハワイ風土記館	上橋津710-2	○	×	×	×	×	×
羽衣石城	羽衣石958-2	×	×	×	×	×	×
ふるさと陶芸館	はわい長瀬1950-48	×	×	×	×	○	○
羽合歴史民俗資料館	久留19-1	×	○	×	×	×	×
泊歴史民俗資料館	泊1204-1	×	×	×	×	×	×
橋津川親水公園	上橋津40-1	×	×	×	×	×	×
天神川桜づみ	はわい長瀬875-16	×	×	×	×	×	×
東郷湖畔公園	旭129-1	×	×	×	×	×	×
東公園	松崎592-4	×	×	×	×	×	×

	住所	トイレ					車いす対応客席の有無
		車いす対応トイレの有無	オストメイト対応トイレの有無	ベビーキープの有無	ベビーシートの有無	大型ベビーシート又の有無 バブリック用折り	
活性化センターはまなす	園2286-1	○	×	×	×	×	
ふれあい施設農産物加工所	中興寺376-1	×	×	×	×	×	
老人福祉センター東湖園	旭83	○	×	×	×	×	
湯梨浜町ディサービスセンター	旭86	○	×	×	×	×	
浜児童館	はわい長瀬1678-5	×	×	×	×	×	
文化会館	久見412-1	○	×	○	○	×	
湯梨浜町立図書館	龍島497	○	×	×	○	×	
しおさいプラザとまり	泊1204-1	○	×	○	○	×	
はわいトレーニングセンター	南谷536-1	○	×	×	×	×	
羽合体育馆	はわい長瀬836	×	×	×	×	×	
泊体育馆	泊1258-1	○	×	×	×	×	
羽合野球場	南谷537-6	×	×	×	×	×	
泊野球場・テニス場・相撲場	泊77	×	×	×	×	×	
泊ゲートボール場	泊1116	×	×	×	×	×	
東郷運動場	久見136-1	×	×	×	×	×	
東郷運動公園	川上136-1	○	×	○	○	×	
湯梨浜町中央公民館	龍島505	○	×	○	○	×	
湯梨浜町中央公民館 泊分館	泊1204-1	○	×	○	○	×	
羽衣会館	長和田506	○	×	×	×	×	
舍人会館	方地1208	○	×	×	×	×	
漁村センター	園596-1	×	×	×	×	×	
ハワイ風土記館	上橋津710-2	○	×	×	×	×	
羽衣石城	羽衣石958-2	×	×	×	×	×	
ふるさと陶芸館	はわい長瀬1950-48	○	×	×	×	×	
羽合歴史民俗資料館	久留19-1	×	×	×	×	×	
泊歴史民俗資料館	泊1204-1	×	×	×	×	×	
橋津川親水公園	上橋津40-1	○	×	×	×	×	
天神川桜づみ	はわい長瀬875-16	×	×	×	×	×	
東郷湖畔公園	旭129-1	○	×	×	×	×	
東公園	松崎592-4	×	×	×	○	×	

住所	車いす対応客室		設福祉のまちづくり条例整備基準適合交付施	ハートフル駐車場利用証制度協力施設	備考
	車いす対応客室の有無	車いす対応客室の客室数			
活性化センターはまなす	圓2286-1		×	×	
ふれあい施設農産物加工所	中興寺376-1		×	×	
老人福祉センター東湖園	旭83		×	×	
湯梨浜町ディサービスセンター	旭86		×	×	
浜児童館	はわい長瀬1678-5		×	×	
文化会館	久見412-1		×	×	
湯梨浜町立図書館	龍島497		×	○	
しおさいプラザとまり	泊1204-1		×	○	
はわいトレーニングセンター	南谷536-1		×	×	
羽合体育館	はわい長瀬836		×	×	
泊体育館	泊1258-1		×	×	
羽合野球場	南谷537-6		×	×	
泊野球場・テニス場・相撲場	泊77		×	×	
泊ゲートボール場	泊1116		×	×	
東郷運動場	久見136-1		×	×	
東郷運動公園	川上136-1		×	×	
湯梨浜町中央公民館	龍島505		×	○	
湯梨浜町中央公民館 泊分館	泊1204-1		×	○	
羽衣会館	長和田506		×	×	
舎人会館	方地1208		×	○	
漁村センター	圓596-1		×	×	
ハワイ風土記館	上橋津710-2		×	×	
羽衣石城	羽衣石958-2		×	×	
ふるさと陶芸館	はわい長瀬1950-48		×	×	
羽合歴史民俗資料館	久留19-1		×	×	
泊歴史民俗資料館	泊1204-1		×	×	
橋津川親水公園	上橋津40-1		×	×	
天神川桜つづみ	はわい長瀬875-16		×	×	
東郷湖畔公園	旭129-1		×	×	
東公園	松崎592-4		×	×	

3 用語解説

(※注 1) 要配慮者 1 ページ

(※注 2) 避難行動要支援者 1 ページ

従来、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など災害時に自力で避難することが困難な人は「災害時要援護者」と表記されていたが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正では、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で円滑で迅速な避難の確保をするため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と定義された。

本町では法改正に伴って、用語の整理を行い、「湯梨浜町地域防災計画」においても表記を変更、平成 29 年 2 月には「災害時要援護者避難支援計画」を「避難行動要支援者避難支援計画」に名称変更をした。

(※注 3) CCRC事業 12 ページ

「Continuing Care Retirement Community」の略。仕事を退職した後、より便利で充実した環境を得るために健康なうちに移り住み、人生の最期まで暮らしていく高齢者のための共同体。本町は、人口減少問題に直面する中で、持続可能な地域を構築するため、新たな人の流れを生み出す手段の一つとして「生涯活躍のまち」(CCRC) の構想を打ち出した。

この構想は、本町の地域特性を生かし、都市圏に住むアクティブシニアが自らの希望に応じて移住し、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加し、多世代と交流しながら継続的なケア体制を確保することで、移住定住を一層促進し、地域の活性化を図ることを目的としている。

(※注 4) オストメイト 17 ページ

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障がいを負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱などの「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人の総称。

(※注 5) デイジー図書 21 ページ

視覚障がい者や発達障がい者など読書に困難がある人々のための書籍コンテンツの国際規格。

(※注6) ユビキタス社会 21ページ

「いつでも」「どこでも」「何でも」「誰でも」がコンピューターネットワークを始めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

(※注7) SNS 24ページ

「Social Networking Service」(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。

インターネット上で、社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのことをいう。参加者が互いに、自分の趣味、好み、友人、社会生活などを公開して、コミュニケーションをとっていくもの。フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど有名である。

(※注8) QOL 30ページ

「Quality Of Life」(クオリティ・オブ・ライフ)の略。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質を指し、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということを尺度としてとらえる概念。

(※注9) PDCAサイクル 31ページ

マネジメント手法の一種で、「計画・立案」(Plan)、「実施」(Do)、「検証・評価」(Check)、「改善・点検」(Act)の頭文字。

政策や事業活動にあたって、計画から見直しまでの一貫して行い、発見された改善を是正し、さらにそれを次の計画・事業に生かしていく、これらのことを行っていくことをいう。

第2期 湯梨浜町福祉のまちづくり計画

発行 平成29年3月
編集 湯梨浜町 総合福祉課
住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
電話 (0858) 35-5373